建設業許可取得チェックリスト

（石川行政書士事務所オリジナル版）

1. 許可の取得を希望する区分・業種

(1)□　大臣許可　　□　知事許可　　＊2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合は大臣許可

(2)□　特定　　□　一般　　＊工事の一部を下請に出す場合で、かつ下請に出した合計金額が4,000 万円以上（建築一式工事は 6,000 万円以上）の場合は特定

(3) 29業種のうち取得を希望する業種　（　　）業　　＊複数業種も可能だが、6 年の証明が必要

2. 建設業許可取得の要件

(1)□　経営業務の管理責任者の存在

→法人では常勤の役員のうちの一人が、個人では本人または支配人のうちの一人が、下記のいずれかに該当することが必要です。

・許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経営義務の管理責任者としての経験を有する

・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上経営義務の管理責任者としての経験を有する

・許可を受けようとする建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、7年以上経営業務を補佐した経験を有する

＊「経営業務の管理責任者」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位であり、建設業の経営業務について総合的に管理する立場をいいます。

(2)□　専任の技術者の存在

→すべての営業所に、必要な資格や経験を有する専任の技術者を配置しなければなりません。この場合に「専任」とは、配置された営業所で常勤して専らその職務を行う者を指しますので、専任技術者は営業所の常勤職員であることになります。

そして、専任の技術者となるための資格要件は、一般建設業については建設業法7条2号で、特定建設業については同法15条2号で定められています。

(3)□　請負契約に関して誠実性を有していること

→法人については役員・支配人・営業所の代表者が、個人の場合にはその者・支配人・営業所の代表者が、請負契約に関し、不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないことが必要です。

(4)□　請負契約を履行しうるだけの財産的基礎・金銭的信用を有していること

→一般建設業許可を受ける場合と特定建設業許可を受ける場合では、以下のように要件が異なります。

〇一般建設業許可の場合：次のいずれかに該当すること

・自己資本額が500万円以上であること

・500万円以上の資金を調達する能力があること：銀行の残高証明書等で証明します。

・直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること

〇特定建設業許可の場合：次のすべてに該当すること

・欠損額が資本金の20％を超えていないこと

・流動比率が75％以上であること

・資本金が2000万円以上であること

・自己資本額が4000万円以上であること

(5)□　欠格要件等に該当しないこと→次のいずれかに該当すると、建設業許可を受けることができません。

〇許可申請書または添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載があるか、または重要な事実の記載が欠けている場合

〇法人の場合は役員、個人の場合は本人・支配人・支店長・営業所長等が次の要件に該当している時

・成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ない者

・不正の手段で許可を受けたこと等により、許可を取り消されて5年を経過しない者

・許可の取り消しを逃れるために廃業の届出を行い、届出日から5年を経過しない者

・営業停止を命じられ、その期間が経過しない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

・建設業法等の法令に違反して罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(6)□社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入していること

(7)□営業所が確認できること